

令和8年度 吉沢小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童はいじめを行ってはならない。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

I いじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法第2条より）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

上記の考えのもと、水戸市教育委員会の「いじめ防止基本方針」を念頭に置き、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「仲良く、元気よく、安全な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

なお、令和8年3月に水戸市いじめ防止基本方針が改定されたことに伴い、本校の基本方針も一部改定しました。

II いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 委員会の構成

「吉沢小学校いじめ防止対策委員会」は、校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（以後、いじめ対策主任とする）・養護教諭・SC・学年主任・関係担任とする。

(2) 主な役割

- ① 本校におけるいじめ防止等の取組に関すること
- ② 相談内容の把握
- ③ 児童・保護者へのいじめ防止の啓発
- ④ いじめを察知した場合の指導や支援の体制・対応方針の決定
- ⑤ 相談や通報、指導の経過等や、「学校いじめ防止対策委員会」の会議の内容を記録し、整理・保存（原則として、当該事案が終了した翌年度から5年間）する。

○いじめの相談を受けた時、情報提供等があった時は、速やかに事実の有無の確認等の調査を行う。（機動的連携型支援チーム）そして、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめについての情報は、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の職員が共有するようにする。

○ いじめ対策主任（生徒指導主事）の主な業務については下記の通りとする。

- ① いじめ防止対策委員会の運営と会議結果を教職員全員へ周知する。
- ② いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ③ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、SCとの連絡調整を行う。
- ④ いじめ指導に関わる記録の集積と引継を行う。
- ⑤ いじめ対策の全体計画や対応マニュアルを立案する。

Ⅲ いじめの未然防止について

(1) 児童に対して

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、**学級のルールを守る**といった**規範意識の醸成**に努める。
- **分かる授業**を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、**道徳の時間や学級指導**を通して育む。
- 「いじめは行ってはならない」という認識を児童がもつよう、日々の教育活動の中で継続的に指導する。
- 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や親、友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 教職員に対して

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- 児童が自己実現を図れるように、日々児童が主体の授業実践を行う。
- 思いやりや生命の大切さを育む道徳教育や学級指導を行う。
- 「いじめを行わせない」という姿勢を教職員がもっていることを、様々な活動を通して児童・保護者に示す。
- 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- 児童の変化を察知するために、日々の記録を蓄積する。また担任は、一人で抱え込まず、小さな変化や児童からの相談についても、学年主任や生徒指導主事に報告・連絡・相談する。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- 自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- 教職員の不適切な認識や言動は、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするので、指導の在り方には細心の注意を払う。

(3) 学校全体として

- 全教育活動を通して、「いじめを行わせない」という心の土壌をつくる。
- 毎年、年度末に「いじめ防止プログラム」を検討・修正し、4月からプログラムにそった取組を行う。
- 計画委員会を中心に「いじめNOフォーラム」を実施して、いじめ根絶宣言ポスターを作成したり、「いじめ根絶宣言」を行ったりする。
- 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- いじめが疑われる事案や情報を把握した際に、誰に報告するかなどの報告、相談体制、いじめが理由にあるかもしれない欠席等への対応策を教職員で共通理解をする。
- 日頃から関係機関等と情報交換をしたり、連携を取り合ったりできるように取り組む。

(4) 保護者や地域に対して

- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの重要性を伝える。
- いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が大切であることを、学校だより、PTA総会、新入児保護者説明会、PTA実行委員会、学校運営協議会等で伝え、理解と協力を要請する。

IV いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめの芽の早期発見

- ア いじめに関するアンケート調査実施（2か月に1回以上）
- イ 校内オンライン相談窓口の実施（通年）
- ウ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」の活用
- エ 年度当初に、全職員で「吉沢小学校いじめ防止基本方針」の共通理解と全児童、保護者への説明
- オ SC（スクールカウンセラー）と児童及び保護者の教育相談（年15回）
- カ いじめ防止対策委員会での情報共有と対応方針検討（月1回、随時）
- キ 日常的な注意深い観察
 - ・交友関係の変化
 - ・体調の変化や表情の変化
 - ・服装の乱れや言葉遣いの変化
 - ・欠席状況，遅刻・早退の状況
 - ・持ち物の紛失や持ち物の変化
 - ・金銭の使い方の変化

(2) いじめの早期対応

ア いじめられていた児童・保護者への対応

- ・安心して話せるよう，その児童が話しやすい環境に配慮し，共感的に事実を聞く。
- ・秘密の厳守を約束し，本人の苦痛を親身になって聞く。
- ・いかなる理由があっても味方である姿勢を示す。
- ・基本的には，本人の了解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
- ・いじめていた児童との今後の付き合い方など行動の行方を具体的に相談し，指導・支援する。
- ・経過を見守ることを伝え，面談等を定期的に行い，不安や悩みの解消に努める。
- ・保護者からの訴えに対しては，担任の外に学年主任・いじめ対策主任等も同席し，対応等について具体的に確認して学校に何をしてもらいたいかなどを確かめながら共に考える。
- ・保護者に対し，事実を正確に伝え，徹底して児童を守り支援していくことや，対応の方針を具体的に伝える。
- ・いじめられていた児童に対しては，心のケアに努めるとともに，安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

イ いじめていた児童・保護者への対応

- ・いじめを行った背景を把握しつつ，行った行為に対して毅然と指導し反省を促すよう指導するとともに，自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで，個別のかかわりを継続的にもつ。
- ・被害者の苦痛に気付かせ，自分の行為が原因であることの自覚を持たせる。
- ・いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向けながら，当該児童が二度といじめを起こさないよう，継続的に指導する。
- ・保護者に，いじめの概要について説明し，事実の確認をする。
- ・いじめられていた児童の状況も伝え，いじめの深刻さを認識してもらおうと共に指導に対する理解を求める。
- ・児童本人や保護者と相談の上，必要に応じてスクールカウンセラーによる教育相談の活用を促す。

ウ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合う機会を設け、児童全員が自分の問題として考えられるようにする。
- ・周囲ではやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめ問題の関係者であることやいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめの事実を告げることは辛い立場である友達を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを指導する。

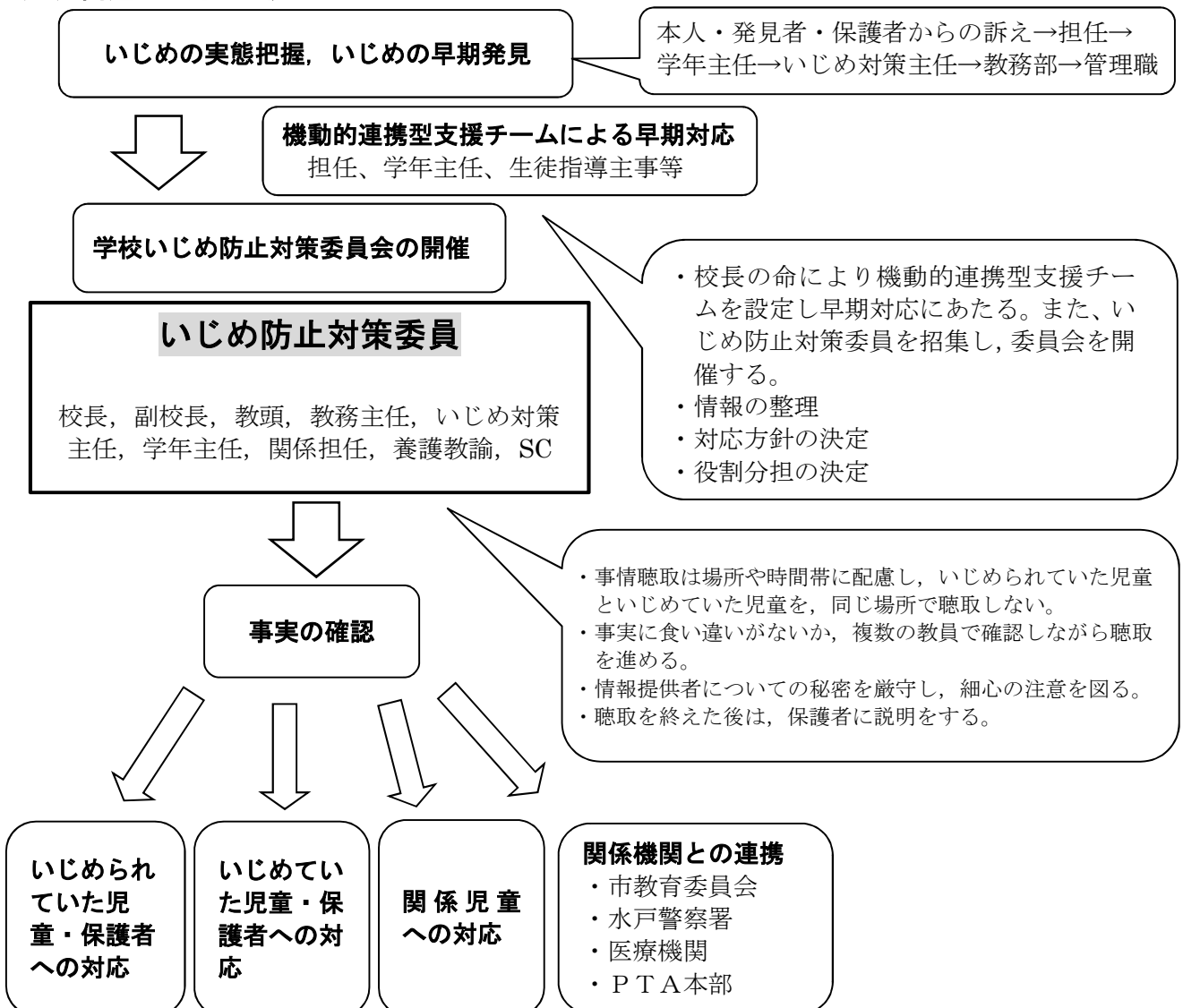
エ その他

- ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど、全体的な指導に当たる。
- ・ふれあいの時間を大切にするとともに、存在感のある学級づくりに努める。
- ・必要に応じてＳＣや医療機関、警察署、教育委員会などの関係機関の協力を得て組織的にいじめの再発や解消に向けての連携を図る。
- ・必要に応じて、いじめを行った児童について、いじめられていた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなどの接触を防ぐ措置を講じる場合もある。

オ ネットいじめの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめの対応にあたる。
- ・法に触れる行為や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに水戸警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 問題への対応の流れ



(4) いじめの解消

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える場合（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(5) 重大事態への対応

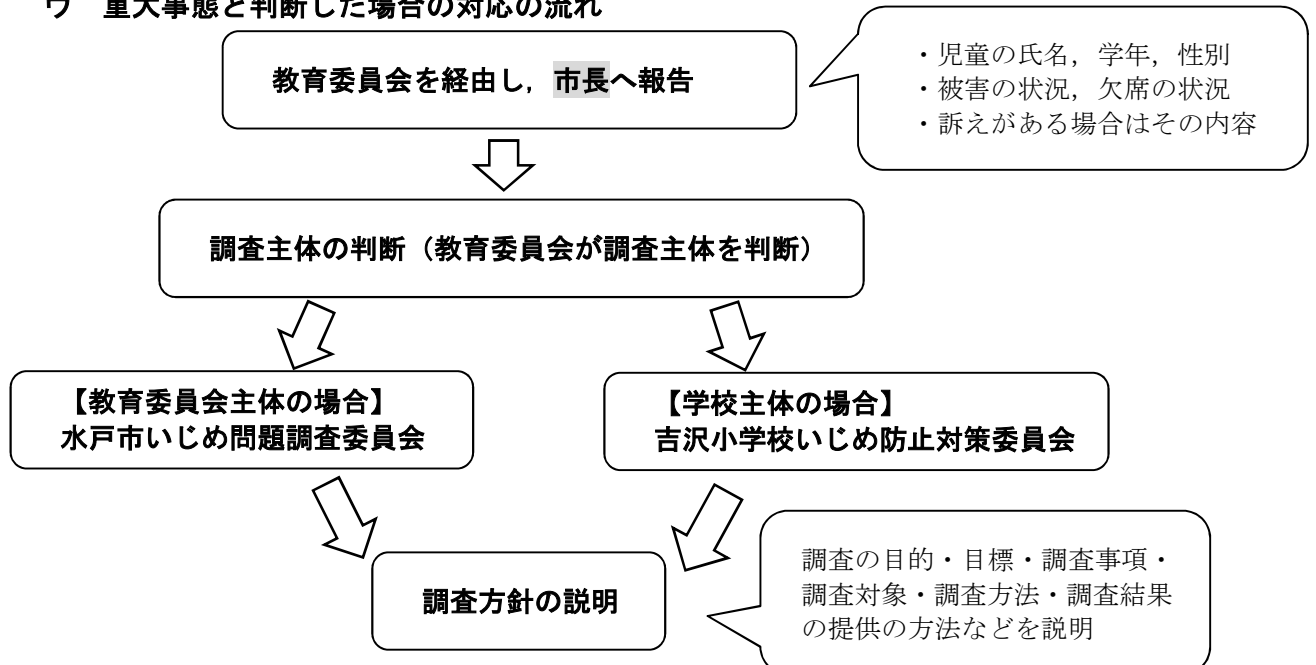
ア 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

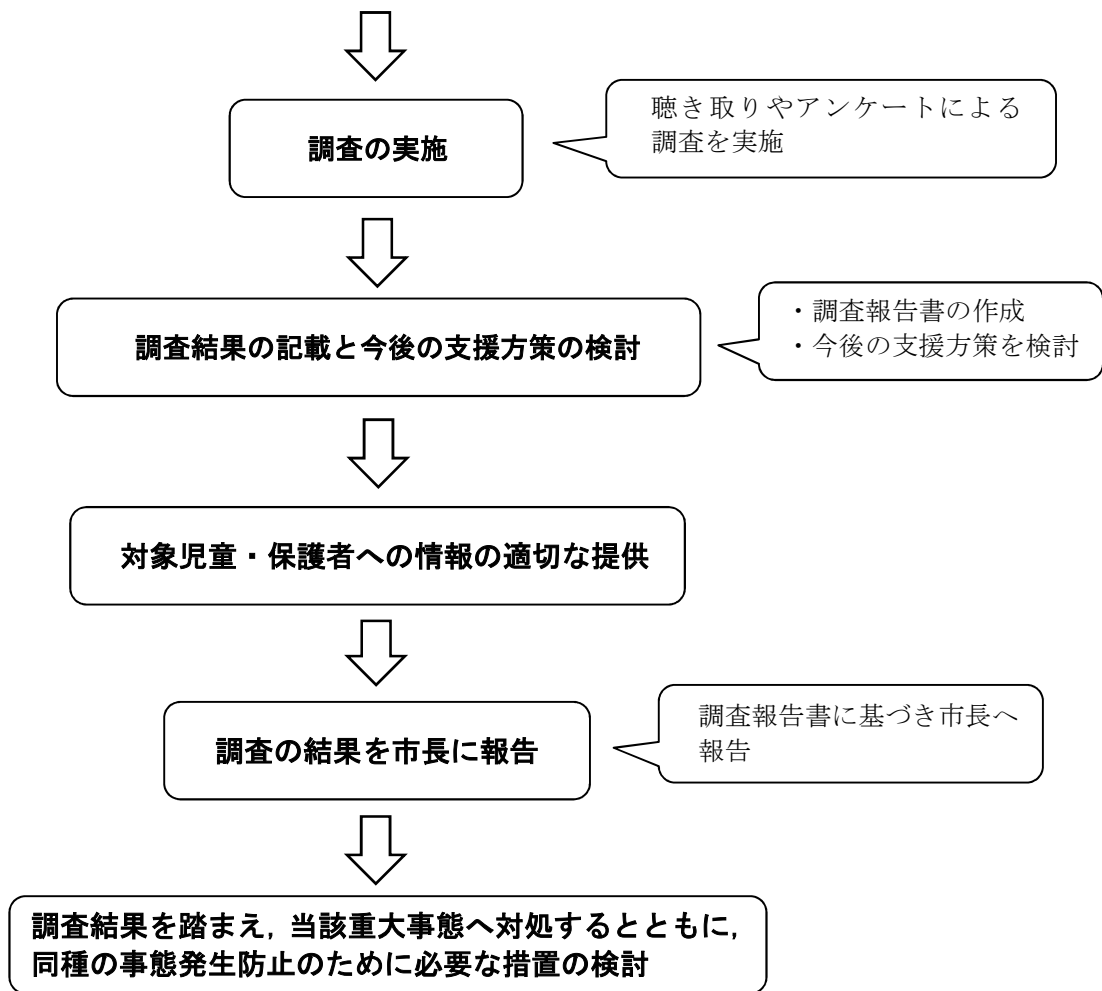
- 「いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（以下の事例の場合等）
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 暴行を受け、骨折した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ いじめられた児童がPTSDと診断された場合
 - ・ 金品を強要された場合
 - ・ 欠席が続き、当該校への復帰が困難で転学した場合
- 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - ・ 年間30日を目安
 - ・ 欠席が継続または断続的に続いている場合
 - ・ 一定期間連続して欠席しており、児童・保護者から「いじめがあり学校に行きたくない」との申し立てがあった場合

イ 重大事態への基本的な姿勢

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ・ 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。
- ・ 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- ・ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、関係保護者への説明等、適時・適切に行うとともに、解決に向け協力を依頼する。

ウ 重大事態と判断した場合の対応の流れ





V 関係機関との連携

- いじめの事実を確認した場合は、水戸市教育委員会に報告するとともに、いじめの状況等により他の関係機関にも報告する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、水戸警察署と連携して対処する。

VI 学校評価の実施

- 学校評価等で、いじめ問題への取組について自己評価を行い、結果を指導に生かす。

VII いじめ防止に係わる本校の取組について

- 教職員の活動については、校長のリーダーシップのもと、いじめ対策主任が年間計画に基づいて計画を実施すると共に、随時実態に合わせて修正する。
- 児童の活動については、児童会計画委員会を中心に、児童主体の取組を行う。

◆ いじめ防止プログラム ◆

水戸市立吉沢小学校

月	教職員の活動			児童の活動		備考 (道徳等)
	対策委員会	教育相談	校内研修	学級活動	児童会活動	
4	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画の検討 対策委員会 月1回の実施 事案発生時は 随時開催 	<ul style="list-style-type: none"> 校内オンライン相談窓口(通年) スクールカウンセラーの活用(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する共通理解 いじめ防止基本方針の共通理解(対応マニュアルの確認) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級のルールづくり(学級目標) 絆づくりのための活動 		<ul style="list-style-type: none"> わかる授業の推進 児童の居場所づくり
5		<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> 構成的グループエンカウンターについて 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い「学級の諸問題」 構成的グループエンカウンター 	<ul style="list-style-type: none"> いじめNOフォーラムの組織編成 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ローテーション 道徳(通年)</div>
6			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談について ネットいじめについて 	<ul style="list-style-type: none"> みんなで仲良く過ごすために 	<ul style="list-style-type: none"> 各学級の抱える問題の把握(代表委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会①
7		<ul style="list-style-type: none"> アンケート② 児童面談① 保護者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 二者面談について 	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラルについて(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムに向けての計画作成 	
8			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談について 			<ul style="list-style-type: none"> 道徳教材づくり(身近に起こった問題から)
9		<ul style="list-style-type: none"> アンケート③ 			<ul style="list-style-type: none"> フォーラムに向けての準備 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価を受けての対策の点検 			<ul style="list-style-type: none"> スローガンづくり 	<ul style="list-style-type: none"> スローガンの決定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会②
11		<ul style="list-style-type: none"> アンケート④ 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート分析方法について 		<ul style="list-style-type: none"> いじめNOフォーラムの実施 	
12			<ul style="list-style-type: none"> 児童理解について 	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムの振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> 反省と次回に向けての計画修正 	
1		<ul style="list-style-type: none"> アンケート⑤ 				
2		<ul style="list-style-type: none"> 児童面談② 	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの分析と対応について 			<ul style="list-style-type: none"> 学校保健委員会③
3	<ul style="list-style-type: none"> 評価と次年度計画のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート⑥ 相談内容のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 評価と次年度の課題 	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の振り返り(自己評価と反省) 	<ul style="list-style-type: none"> 反省と次年度の計画 	

令和8年4月 水戸市立吉沢小学校長